野辺地町介護保険パンフレット

令和５年４月１日現在

もくじ

- 申請から利用まで　…　２ページ
  - 申請
  - 調査、主治医の意見書
  - 認定
- 居宅介護支援事業所一覧　…　６ページ
- サービス種類　…　７ページ
- 介護サービス事業所マップ　…　８ページ
- 保険料　…１０ページ
  - 介護保険料の納め方
  - 所得段階別保険料額
- お問い合わせ先　…１２ページ

申請から利用まで

介護サービスを利用するには、まず介護サービスが必要かどうか、要介護認定を受ける必要があります。

申請してから認定結果が出るまで３０日程度かかります。

申　請

本人または家族が介護・福祉課（健康増進センター内）の窓口へ申請します。

介護保険証と印鑑をお持ちください。

代行申請もできます

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して申請を代行してもらうこともできるので、ご相談ください。

調査・主治医の意見書

調　査

調査員が自宅などを訪問し、本人や家族から心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

主治医の意見書

町からの依頼により主治医が心身の状態について意見書を作成します。

地域包括支援センターとは

　要介護認定の代行申請や介護予防ケアプランの作成、介護予防事業などを行っています。
　高齢者の生活に関する相談も受け付けています。

　住所：野辺地町字鳴沢９番地１２　公立野辺地病院内
　電話：0175-72-1018

居宅介護支援事業所とは

　ケアマネジャーがいる事業所です。要介護認定の代行申請やケアプラン作成などを行っています。
　居宅介護支援事業所の連絡先は６ページをご覧ください。
　８ページには地図を掲載していますのでご参照ください。

ケアマネジャーとは

　本人に適したケアプランの作成や必要な情報提供などを行う幅広い介護知識をもった専門家のことです。

ケアプランとは

　介護サービスの利用計画のことです。
　要介護認定された本人や家族の希望、心身の状況や生活環境に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めます。

認　定

訪問調査の結果と主治医の意見書などをもとに、要介護状態区分を認定し結果を通知します。

要支援１・２、要介護１～５と認定された方は介護保険のサービスを利用できます。

非該当

介護保険サービスは利用できませんが総合事業を利用できます

地域包括支援センターにお問い合わせください。

連絡先は１２ページをご覧ください。

要支援１・２

介護予防サービスが利用できます

地域包括支援センター（または委託を受けた居宅介護支援事業者）に介護予防ケアプランの作成を依頼します。

連絡先は１２ページをご覧ください。

要介護状態区分とは

要支援１・２、要介護１～５までの区分があり、介護にどのくらい時間がかかるかを基準に判定されます。要介護５がもっとも介護に時間がかかる区分となります。区分によって使えるサービスや介護保険から給付される金額が異なっています。

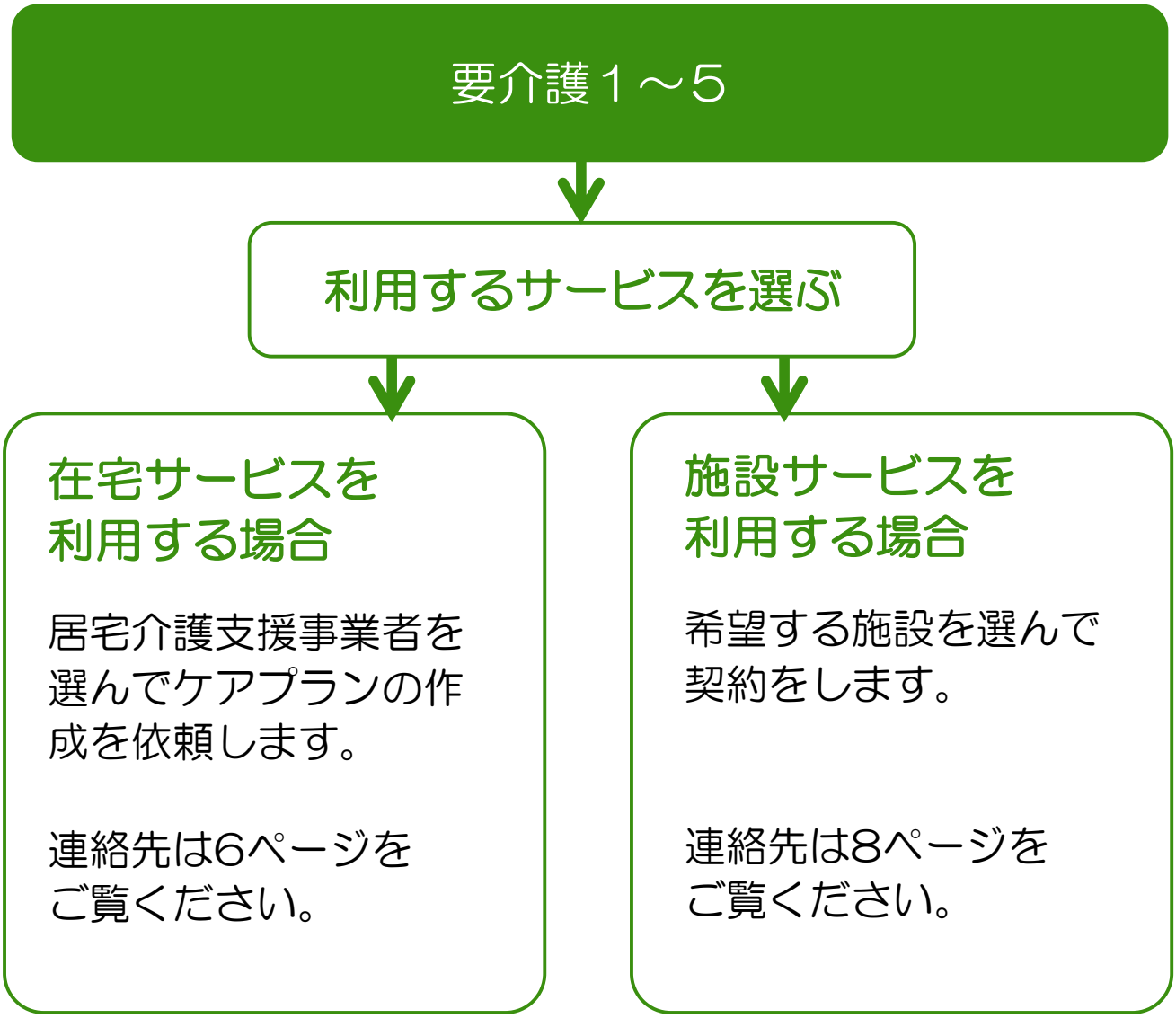

居宅介護支援事業所

町内の居宅介護支援事業所は次のとおりです。居宅介護支援事業者との契約は利用者または家族が直接行うことになります。

- **のへじ社協居宅介護支援事業所**
  住所：野辺地町字前田１番地７　　電話：６４－４４００

- **のへじ居宅介護支援センター（介護老人保健施設のへじ内）**
  住所：野辺地町字餅粟川原４番地　　電話：６５－２３３０

- **居宅介護支援事業所えぼし　（介護老人保健施設えぼし内）**
  住所：野辺地町字川目８８番地１　　電話：６５－２６６６

- **野辺地在宅介護支援センター（現在休止中）**
  住所：野辺地町字前田２３番地１　　電話：６５－１６６０

- **てくの・サポート（現在休止中）**
  住所：野辺地町字助佐小路７番地８　　電話：６４－０００９

- **公立野辺地病院指定居宅介護支援事業所**
  住所：野辺地町字鳴沢９番地１２　　電話：６５－２１１５

- **ケアライフ青森　野辺地営業所**
  住所：野辺地町字家ノ上 103 番地２　　電話：７３－８５８６

サービス種類

居宅サービス

自宅で利用するサービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

施設に通い・泊まりで利用するサービス

- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
  短期入所療養介護

生活環境を整えるサービス

- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修

施設に入って利用する居宅サービス

- 認知症対応型共同生活介護
  ※ 要支援１の方は利用できません
- 特定施設入居者生活介護

※ 事前審査が必要なため、これらのサービスを利用する際はケアマネジャーまたは介護・福祉課（健康増進センター内）窓口にご相談ください

施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
  ※ 入所できるのは原則として要介護３以上の方です
- 介護老人保健施設
- 介護療養型老人保健施設

地

図

保険料

介護保険料の納め方

納め方は普通徴収と特別徴収の２つがあります。

普通徴収

年金が金額１８万円**未満**の方

● 納付書により金融機関等に納めることになります（年８回）

特別徴収

年金が金額１８万円**以上**の方

● 年金の定期払いの際にあらかじめ差し引かれます（年６回）

※　年金１８万円以上でも、次のようなときは普通徴収になります

◎　年度の途中で６５歳になったとき

◎　年度の途中で他の市町村から転入したとき

◎　年度の途中で他の市町村へ転出したとき

◎　年度の途中で保険料額が変更になったとき

※　普通徴収の方は納付書により金融機関に納めますが、納税組合加入者は納税組合へ納めてください

介護保険料は介護給付や予防給付以外にも、介護予防事業等にも使われています。
介護保険は社会全体で介護の負担を支え合う制度です。誰もが安心して介護サービスを受けられるよう、介護保険料の納付にご理解・ご協力をお願いいたします。

令和３年度から令和５年度の所得段階別介護保険料額

所得段階		年額保険料
第１段階	・町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方又は、老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者	23,040 円 （月額 1,920 円）
第２段階	・町民税非課税世帯で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超え 120 万円以下の方	38,400 円 （月額 3,200 円）
第３段階	・町民税非課税世帯であって、上記以外の方	53,760 円 （月額 4,480 円）
第４段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の方	69,120 円 （月額 5,760 円）
第５段階	・世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円を超える方	76,800 円 （月額 6,400 円）
第６段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額 120 万円未満の方	92,160 円 （月額 7,680 円）
第７段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額 120 万円以上 210 万円未満の方	99,840 円 （月額 8,320 円）
第８段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額 210 万円以上 320 万円未満の方	115,200 円 （月額 9,600 円）
第９段階	・本人が町民税課税で、前年の合計所得が金額 320 万円以上の方	130,560 円 （月額 10,880 円）

お問い合わせ先

野辺地町　介護・福祉課　介護保険担当

介護申請や介護保険料のお問い合わせはこちらまで

住所　：　〒０３９－３１６４

野辺地町字前田５番地２

電話　：　０１７５－６５－１７７７

ＦＡＸ：　０１７５－６４－８５１８

野辺地町　地域包括支援センター（公立野辺地病院内）

介護のことや高齢者の生活に関する総合窓口になります

住所　：　〒０３９－３１２１

野辺地町字鳴沢９番地１２

電話　：　０１７５－７２－１０１８